

令和4年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」公募要領
～インド太平洋地域等との大学間交流形成支援～

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT
APPLICATION GUIDELINES FOR FY2022

Support for Creation of Inter-University Exchanges
in the Indo-Pacific Region

令和4年3月
文部科学省



MEXT

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

目 次

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的.....1	(1) 実施体制 10
2. プログラムについて.....2	(2) 事業の評価等 10
(1) 申請対象となる事業..... 2	(3) 成果の発信・普及 10
(2) 選定件数 5	(4) その他 11
(3) 補助期間 5	7. 申請書等の提出方法11
(4) 事業規模 5	(1) 提出方法 11
3. 申請資格・要件等5	(2) 留意事項 11
(1) 申請者等 5	8. 補助金の交付等.....11
(2) 申請可能件数 6	(1) 補助金の交付 11
(3) 申請資格 6	(2) 補助金の執行に関する留意事項 12
(4) 申請要件 7	(3) 補助金における不正等への対応 12
4. 申請書の作成8	9. その他13
(1) 申請書等 8	(1) 学生等の安全確保 13
(2) 指標の設定 8	(2) 事業情報の公表等 13
(3) 資金計画 9	10. 問合せ先等13
(4) その他 9	(1) 問合せ先 13
5. 選定方法等.....9	(2) スケジュール 14
(1) 審査について 9	(別添1：事業一覧) 15
(2) 委員会による意見..... 10	(別添2：申請制限対象プログラム) .16
6. 事業の実施と評価等10	(別添3：経費の使途可能範囲) 17

令和4年度大学教育再生戦略推進費¹

「大学の世界展開力強化事業」公募要領 -インド太平洋地域等との大学間交流形成支援-

INTER-UNIVERSITY EXCHANGE PROJECT

Support for Creation of Inter-University Exchanges in the Indo-Pacific Region

1. 大学の世界展開力強化事業（以下「本プログラム」という。）の背景・目的

国境を越えた大学間競争が激化する一方で、大学間の国際的な連携・協力や、高等教育システムの調和を基礎とした国際協力も進展しています。また、既に人類が抱える課題は国境を越えたものとなっており、学術研究を継承・発展させ、人類普遍の価値を常に生み出し提供し続ける高等教育を維持・発展させるためには、課題解決等に協力して当たるための人的、物的資源の共有化による「共創」「協創」という考え方が一層重要となっています。そうした中、大学の世界展開力強化事業（以下、「本事業」という。）では、平成23年度の事業開始以来、対象とする国・地域を広げ、地球規模における大学・学生間交流を通じ、国際的な高等教育のネットワークの拡大に貢献してまいりました。

現在の高等教育を取巻く国際情勢は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による学生や研究者の国際的な移動が制限されたことに伴い、留学生市場はリセットされ、留学生獲得競争が激化するとともに留学生の多様化の模索が続いています。そこに、空間と時間の制約を取り払う、オンライン教育の世界的な動きが一気に高まり、諸外国における国際交流支援の拡大、海外の一部の大学等ではオンライン教育の充実・高度化により優秀な学生の獲得競争をリードしていこうという動きが見られる中、我が国にもポストコロナ期を見据えた戦略的な対応が求められています。また、緊迫する世界情勢と、変化の激しさが増す予測困難な時代の中、自ら主体的に考え、責任ある行動をとり、果敢に挑戦し続ける個人を育むことが、高等教育機関の果たす役割として一層求められています。

このような状況を踏まえ、今回の公募では、①学生が主体となって国境を越えた諸課題に協同して行う国際教育・交流、②オンライン教育も含む形での国際通用性を備えた質の高い教育の実現、③優秀な外国人学生がオンラインでの学修を契機として日本への実留学へとつながる新たな留学モデルの構築、④①～③の成果を具体的に我が国の大学に還元・展開することで、我が国高等教育全体のポストコロナ期の国際競争力を高めることを目的の一つとしています。

交流相手国は、民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、経済安全保障上も我が国にとって重要なパートナーであり、国際競争力の土台となる研究力の高い国でもある、英国・インド・オーストラリアです。英国は、2020年のEU離脱に伴いエラスムス計画から離脱後、国境を越えた学生の学びの重要性を踏まえ、2021年度から英国人学生の海外派遣支援事業「TURING SCHEME²」を開始、オーストラリアも2014年からオーストラリア人学生に対しインド太平洋地域への留学やインターンシップ機会を提供する「NEW COLOMBO PLAN³」を実施しており、両国とも本事業との相乗効果が期待されます。また、今後も急激な経済成長が見込まれるインドは、わが国にとって地政学的にも重要な国であり、2度の本事業（平成26、29年度）の交流実績を、人的・分野的にもその交流規模をさらに拡大させる継続した支援が重要です。

こうした背景から、令和4年度予算においては、日本と英国、インド、オーストラリアとの間で、2国間以上の質の保証を伴った教育研究プログラムを実施する事業に対して、重点的に財政支援を行い、同3

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推進費」という。）とは、教育再生実行会議や中央教育審議会等において提言された大学教育の質の向上に関する改革を推進するため、設置形態を越えた競争的環境の下で、世界をリードする教育研究拠点の形成や革新的・先導的な教育研究プログラムの開発に関する大学の優れた取組を重点的に支援する補助金。

² 英国政府が2021年度から開始した、英国人学生の海外派遣支援事業。詳細は <https://www.turing-scheme.org.uk/> 参照。

³ 詳細は <https://www.dfat.gov.au/people-to-people/new-colombo-plan/about> 参照。

国を中心とする友好国との地域や高等学校といった草の根段階からの強固な関係性を構築しつつ、中長期的なインド太平洋地域を中心とする太いパイプの基での大学・学生間交流の促進と戦略的国際ネットワーク・パートナーシップの構築・強化を目指します。

2. プログラムについて

(1) 申請対象となる事業

本プログラムにおける公募は、国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバルな展開力の強化を目的に、日本と英国、日本とインド、日本とオーストラリアという2国間の質の保証を伴った大学・学生間交流を基本としつつ、日本と英国・インド・オーストラリアに加えて3か国（第3国の指定はありません）以上の交流を推奨しています。

また、大学間交流協定等に基づき、卓越した教育効果を生む交流プログラムとするとともに、多様な留学生を戦略的に取り込むバランスの取れた双方向型の学生交流を行うようにしてください。

本プログラムへの申請対象となる事業の計画（以下「事業計画」という。）は、以下の内容を踏まえたものとしてください。

参加要件

※国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。以下の取組を遵守するようにしてください。

- 各大学の中長期的なビジョンのもと、我が国と連携相手国の大学間において、日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進するプログラムであること。
- プログラムの実施により、例えば以下のような単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った交流プログラムの実現を目指すものであること。
 - －高等教育制度の相違を超えた、質保証の共通フレームワークの形成
 - －単位の相互認定、共通の成績管理の実施
 - －学修成果や教育内容の可視化
- 学生が主体となって、「国際教育・交流」に関して企画・立案する取組（学生サミット・ワークショップ等、正課外の取組を含む）を行うこと。
- オンライン⁴（「JV-Campus⁵」等）を活用し、
 - ・ 自大学及び連携大学の質の高い教育・交流プログラムの実施及びより多くの学生の参加を促す工夫がなされていること
 - ・ 自大学及び連携大学以外の大学等が、英・印・豪との交流において活用できる機会等（留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング等）を提供する計画がなされていること
 - ・ 遅くとも事業開始3年目（令和6年度）には、JV-Campusに、自大学と国内・海外連携大学（英・印・豪のうち、いずれかの国の大学は必須）が有するコンテンツを、本事業採択校以外の大学にもパッケージとして提供する計画となっていること
- 以下の①～③の一つ以上に該当する、質が担保された教育・学生交流プログラムとなっていること。

⁴ 大学設置基準第25条第2項において規定する「多様なメディア」等を活用した、対面でなくても授業やプログラムの実施が可能な状態を指す。以下同じ。

⁵ Japan Virtual Campusの略称。スーパーグローバル大学創成支援事業（以下「SGU」という。）で推進する「大学の国際化促進フォーラム」において構築したオールジャパンにより多様なコンテンツを世界に発信する日本発オンライン国際教育プラットフォーム

- ① 共同学位プログラム（ジョイント・ディグリーやダブル・ディグリー⁶）の構築を目指す計画
 - ② 単なる語学留学やスタディーツアーにとどまらず、グループワークやプロジェクトなどの協同学習体験により相互理解を深める教育プログラム。（例：国際共修プログラム）
 - ③ 英語で卒業（修了）可能なコースを新たに設置する計画
- 連携相手国との将来の関係を見据え、各国間における連携強化に資する観点から、社会的・文化的・経済的認識に根ざした、各国間の架け橋となる高度専門人材やリーダーの育成を実施する質の高い教育連携プログラムであること。
 - 本事業は、プログラムを実施する部局等にとどまらず、全学的な責任・協力体制の下でプログラムを構築すること。

新型コロナウイルス感染症への適切な対応の観点から、以下の取組を遵守するようにしてください。

- 交流相手先国・地域の感染状況を踏まえ、渡航を伴う学生交流プログラムを実施するか慎重に検討すること。
- 学生の渡航を伴う交流プログラムの実施を判断する場合には、外務省及び各国の渡航制限並びに入国後の行動制限等を踏まえた各大学の方針に則り行うこと。
- 教職員が渡航する場合についても、外務省や各国の渡航制限情報、入国後の行動制限情報に十分留意すること。
- 入国後、一定期間、隔離措置が講じられることを前提に、当該環境でも継続的に事業が進められるような交流プログラムとするとともに、学生の心身のケアに最大限の注意を払うこと。

<インドとの交流>

- H26 および H29 採択校については、以下の一つ以上の要件を満たす計画となっていること。
 - ① ジョイント・ディグリープログラムの設置を目指す計画になっていること
 - ② 他の国内大学（本事業または SGU に採択経験のない大学）との連携構想になっていること
 - ③ 企業や自治体等と協力し、外国人留学生の卒業後の国内定着を促進するよう一定期間（2 月程度）以上のインターンシップなどを提供すること。その際、必要に応じて国内就職やインターンシップに求められる日本語力養成等のプログラムを提供すること。

<英国、オーストラリアとの交流>

- 英国については「TURING SCHEME」、オーストラリアについては「NEW COLOMBO PLAN」との相乗効果を意識し、教育プログラムに加えて、日本国内の企業等において英国人学生またはオーストラリア人学生が参加するインターンシップを行う計画になっていること。

留意・推奨事項

※国内の大学と連携して申請する場合は、その連携大学における取組状況も審査の対象となります。

申請に当たっては、上記の内容のほか、次に掲げる各事項に留意して交流プログラム（事業計画の中で大学等が実施しようとする具体的な交流活動）を計画することが求められます。

- 透明性、客観性の高い厳格な成績管理（ルーブリック等を用いた各授業科目の到達目標の具体的な達成水準の明確化や教務に関する委員会の点検等を通じた事後的に検証する仕組みの構築など。）、コースワークを重視したカリキュラムの構成、学生が履修可能な上限単位数の設定、学修目標の明確化、学修成果の可視化と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視

⁶ 「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」（平成26年11月中央教育審議会）を踏まえたものとして計画すること

していること。

- 交流プログラムを実施するに当たり、単位の付与・相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっていること。
- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約⁷）において推奨する、「部分的な修学の承認」や「非伝統的な資格取得の形態」により取得された資格の承認・評定（例：学修歴証明のデジタル化、マイクロクレデンシャル）の趣旨や考え方を十分に理解した上で、プログラムを構築すること。
- 本事業の実施に伴う外国人学生の受入及び日本人学生の派遣の拡大に備え、留学支援員の配置、留学先や奨学金情報の提供、言語・生活サポート等、大学における支援体制の整備を図ること。
- 海外に渡航・滞在する日本人学生の安全に、十分配慮された計画となっていること。
- 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が行われていること。
- 事業計画の策定に当たり、その妥当性・実現性が具体的に示されていること。
- 補助期間終了後も継続的かつ発展的に質の保証を伴った事業が実施されるものとなっていること。
- 資金計画が、経費や規模の面で合理的なものであること。

本事業の達成目標について、次の事項に留意することが求められます。

- 国民に分かりやすい形で具体的な目標を設定していること。また、プログラムの社会的・国際的通用性を示すものとなっていること。
- 目標の設定に当たっては、事業計画において養成しようとする人材像を明確に設定するとともに、それを踏まえて、アウトプット及びアウトカムに関する具体的な達成目標を設定していること。

加点事項

以下に合致する取り組みについては、審査時に加点されます。

- ・ 日本人学生と外国人留学生がチームを組み、アントレプレナーシップの醸成に資する、実践的なプログラムを行う計画。
- ・ 例えば、カーボンニュートラルやSDGs、防災・減災といった世界的課題解決に向けた、国内外の大学及び地域・社会・企業とも連携した計画。
- ・ 国内企業等と連携し、日本国内で行う留学生向けインターンシップや国内就職支援のための取り組みなど他大学の参考となるような計画。
- ・ 本事業を通じ、国際共同研究の土台となるような国際ネットワークを構築する計画。
- ・ 交流する相互の学生が、真の両国間の架け橋となる人材を目指し、双方の文化及び言語について高いレベルで習得する計画。
- ・ アウトカムに関する指標について、他大学の参考となるような指標を設定している。

⁷ 締結国間において高等教育の資格を相互に承認し、又は評価するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報共有等について規定するもの。

【参考】和文テキスト(訳文)：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省 HP

原文：http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコ HP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省 HP

- ・ 国内外の連携大学と協同したマイクロクレデンシャルや学習歴証明のデジタル化に取り組む計画。
- ・ (英国・オーストラリア限定) TURING SCHEME または NEW COLOMBO PLAN との相乗効果を期待し、コンソーシアムを組む英国またはオーストラリアの大学が、TURING SCHEME または NEW COLOMBO PLAN の①採択機関かつ②日本の大学へ渡航する学生が在籍していること。

(2) 選定件数

インド3～5件、オーストラリア3～5件、英国7～10件程度。
ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整することがあります。

(3) 補助期間

最大5年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。

(4) 事業規模

補助金基準額： 本事業または SGU の採択実績のない大学 年間 3,000万円
本事業または SGU の採択実績のある大学 年間 2,000万円
補助事業上限額： 設定しません。

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は原則として、自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムの補助金配分額については、少なくとも毎年度10%逡減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ⑥ 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実現するために、初年度から一定の自己資金を投入するなど、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等を明確にしてください。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

我が国の国公私立大学⁸を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。なお、国内の大学等が複数連携して実施する取組の場合には、主となる1つの大学が代表して申請することとします。

⁸ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る）

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程、専攻科、別科）で申請することはできません。

④ 事業責任者

事業の実現に中心的役割を果たすとともに、その実現に責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

1大学につき、代表大学としては1件まで申請可能。ただし、国内連携大学として申請する場合の上限はありません。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学（大学院を含む。以下本項において同じ。）は、本プログラムに申請できません（連携して事業を行う機関も対象です。）。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 次に掲げる表において、上段のいずれかの区分の令和4年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分※	学士課程全体
収容定員充足率	70%

※専門職学位課程、修士課程・博士前期課程及び博士後期課程は対象外

- iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学
- v) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）
- vi) 再推費におけるプログラムのうち令和3年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- viii) 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ix) 全学の入学定員超過率（設置する学部の入学者数の和／設置する学部の入学定員の和）が、下記の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- X) 設置する学部のうち、下記次の表1に掲げる令和元年度から令和4年度の平均入学定員超過率又は令和4年度の入学定員超過率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

(表1)

区分	大学			
大学規模 (収容定員)	4,000人以上			4,000人 未満
学部規模 (入学定員)	300人 以上	100人以上 300人未満	100人 未満	
令和元年度 ～令和4年度 平均入学定員 超過率	1.15倍 未満	1.20倍 未満	1.25倍 未満	1.25倍 未満
令和4年度 入学定員 超過率	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満※	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える

※「令和3年度大学入学者選抜実施要項」及び「令和4年度大学入学者選抜実施要項」第14(2)

①に記載する、追試験等の設定や追加の受験料を徴収せずに別日程への振替（以下「追試験等」という。）を行った場合には、令和3年度及び令和4年度の入学者のうち追試験等に合格し入学した者については、本表の入学定員超過率の算定における入学者数には含めない。

(4) 申請要件

本プログラムへの申請を希望する大学及び連携して事業を行う機関となる大学（以下「大学」という。）は、以下に掲げる内容を、全学（iについては専攻科、別科、研究所、センター等を、ii～viについては大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。）において申請時に達成しているか、中間評価実施年度末（令和7年3月）までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、申請の要件は申請時において達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金の減額または打ち切りとともに大学名を公表することがあります。

(教育改革関係)

- i) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- ii) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- iii) CAP制⁹の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP制を採用している場合は、その上限が適切に設定されていること）。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。
- iv) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が実施されていること（各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること）。
- v) 成績評価において、GPA制度¹⁰などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。ただし、短期大学、高等専門学校を除く。

⁹ 単位の過剰登録を防ぐため、1年間あるいは1学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

¹⁰ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント（GP）で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

- vi) 文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する試験期日等や募集人員の適切な設定（推薦入試における募集人員の割合の設定、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合における入試方法の区分ごとの募集人員等の明記 等）を遵守していること。ただし、高等専門学校を除く。

（設置関係）

- vii) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

（プログラム関係）

- viii) 安全保障貿易管理に関する内部規定が定められていること（なお、内部規定の必要がない特別な理由がある場合はその限りではない。）。

4. 申請書の作成

（1）申請書等

「令和4年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

（2）指標の設定

具体的な事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定してください。

加えて、計画に基づき必要な任意指標（事業のアクティビティ、アウトプット及び得られるアウトカムを数値化した指標）を可能な範囲で設定してください。

- ①学生主催イベント・ワークショップの開催数、参加規模（人数、参加国（印・豪・英に限定しない））
- ②本事業計画における日本人学生の派遣数（単位取得の有無や交流期間、学部・大学院生の別）
- ③本事業計画における外国人学生の受入数（単位取得の有無や交流期間、学部・大学院生の別）
- ④本事業計画における一定の外国語力基準（外部検定試験のスコア等）をクリアする日本人学生数
- ⑤インターンシップを行う計画の場合はその数（派遣・受入別、実渡航・オンライン・ハイブリッド、単位取得の有無や期間、学部・大学院別）
- ⑥自大学及び連携大学以外の大学等において、申請大学が有するコンテンツやノウハウ、ネットワークを活用し、英・印・豪からの新たな留学生層の掘り起こしや我が国・大学の国際プレゼンスの向上を示す指標（留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング、国内外連携大学を含むオンライン教育科目の開発・提供等）
- ⑦上記⑥以外の学内・学外を含む事業の波及効果を示す指標（例：事業開始後、学内他部局や国内連携大学における、相手国との大学間交流協定数や学生・研究者交流数（オンライン含む）の推移）

※学生の派遣・受入数として「実際に渡航する学生」「自国にて国際教育・交流プログラムをオンラインで受講する学生」「実渡航とオンライン受講を行う学生」の数をそれぞれ設定してください。

(3) 資金計画

- ① 再掲となりますが、事業の規模や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 補助期間中に事業実施体制を整備し、補助期間終了後は自立的に事業を継続できる計画を策定してください。このため、補助期間終了後も継続的な事業の実施を実現するために、補助期間中の自己資金比率をどのように高めていくのか等(補助金以外に大学独自の奨学金等を確保する等)を明確にしてください。
- ③ 補助期間終了後は自立的に事業を継続することを前提としており、事業を継続的に実施していくため、本プログラムにおける補助金の配分額については、少なくとも毎年度10%遞減させることを予定しています。また、各年度の補助金額は、補助金の当該年度の全体予算額を踏まえ、事業の内容等を総合的に勘案して毎年度決定します。
- ④ 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの事業として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

(4) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、本プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、本プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

5. 選定方法等

(1) 審査について

- 本プログラムの選定のための審査は、独立行政法人日本学術振興会の「大学の世界展開力強化事業プログラム委員会(以下「委員会」という。)」において行います。
- 審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となった事業を文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定事業を決定します。具体的な審査方法等については、「令和4年度大学の世界展開力強化事業審査要項」を参照してください。
- 本事業にふさわしいプログラム内容や実施体制を有していることを前提に、大学の世界展開力強化事業またはSGUの採択実績のない大学の参加を促す観点も踏まえた審査を行います。
(※)
- 選定結果の通知は8月末～9月上旬頃に行う予定です。

※背景・趣旨

大学の世界展開力強化事業は、投入される国費を活用することで、これまでの大学独自の取組の中では困難であった、革新的・先導的な大学間交流や教育研究プログラムの構築が促進されるなど、スタート・アップ支援の側面があります。

一方で本事業は、平成23年度の開始から今年で12年目を迎える中、国際に係る高等教育

全体の質的向上が進行していることを前提として、採択大学の多様化により事業が狙う取組・効果の全国展開をより図っていく必要があります。

このため今年度は、昨年度と同様、大学・学生間交流プログラムが適切に計画・準備されていることを前提としつつ、スタート・アップ支援含め更なる競争的環境を整備し、審査を行うこととします。

(2) 委員会による意見

事業の選定に当たっては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

- ① 事業は全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用を推進頂くものとします。
- ② 事業のPDCAが機能するよう、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため、外部評価の仕組みの構築や、プログラム参加学生に対するアンケートを実施するなど、適切な体制を整備してください。

(2) 事業の評価等

- ① 事業については、委員会による毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和6年度に、事後評価は補助期間終了後の令和9年度にそれぞれ実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、プログラム委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.(2)に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事業のPDCAが機能するよう、適切な外部評価の仕組みの構築及びプログラム参加学生に対するアンケート等の活用についても評価する予定です。
- ⑥ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

本プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、国民を対象とした成果発表会等において発表していただきます。事業の中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。加えて、本事業の採択大学以外の大学に対しても実施状況を共有し、成果やノウハウの横展開に努めていただくようお願いします。

(4) その他

- ① 選定された大学から、幹事校を選定し、採択校連絡会実施のほか、採択大学以外の大学も含めた効率的・効果的な留学フェアや、海外連携大学や現地高校へのリクルーティング、JV-Campus へのコンテンツ提供のとりまとめなどの活動を主導していただきます。必要経費は、文部科学省から予算の範囲内で別途措置します。
- ② 選定された大学は、外国人学生の受入れに当たり、当該学生との関係を留学後も適切に継続していくことが重要であることから、各大学において卒業（又は修了）後の動向を適切に把握することとします。なお、必要に応じて、文部科学省から各大学に対して情報提供を求めることがあります。
- ③ 採択大学は、「大学の国際化促進フォーラム¹¹」の会員（令和5年度までは会費が無料）となります。

7. 申請書等の提出方法

(1) 提出方法

「令和4年度大学教育再生戦略推進費「大学の世界展開力強化事業」申請書等の作成・提出について」に定められた申請書等を、令和4年5月19日（木）から5月20日（金）午後6時までに独立行政法人日本学術振興会が指定する方法により提出してください。期日前の送信提出や郵送、持込は認めません。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定された事業については、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。

8. 補助金の交付等

(1) 補助金の交付

- ① 選定された事業において、本プログラムの補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、国際化拠点整備事業費補助金（大学の世界展開力強化事業）により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本プログラムにおいて使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 本事業の選定大学には、別途、独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣型、協定受入型）による奨学金が重点政策枠として措置される予定です。対象人数は

¹¹ 我が国大学の国際化をオールジャパンで促進する大学等機関の連携体。詳細は <https://tgu.mext.go.jp/forum/>参照。

選定後に必要数を調査の上、予算の範囲内で決定します。資格要件等は一般枠と同様です。

- ③ 毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

(2) 補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業責任者及び経理等を行う大学の事務局は、以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、本プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください(帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間(最大5年間)の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存することに注意してください)。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

③ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、「国際化拠点整備事業費補助金交付要綱」(平成21年4月1日文部科学大臣決定)及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成26年4月1日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じることとします。

① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表することとします。

④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募するプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

本プログラム選定後、学生等が海外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、定期的な状況報告を受けることによって随時状況確認ができるような体制を確保し、派遣先大学等や派遣学生との連絡を密にしてください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、本プログラム申請時から外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで、在留届（旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞する場合は提出が義務付けられているもの）と同様に緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ず「在留届」を提出又は「たびレジ」に登録するよう指導してください。

派遣期間中に派遣・訪問予定先国（地域）もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、派遣学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 事業情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された事業計画については、計画調書についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、5年間、計画調書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学のグローバル化を先導する大学として情報発信に取り組み、高等教育の国際化の推進、日本人学生の海外留学、外国人学生の受入の促進など積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

【公募要領及び事業内容、その他の問合せ先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室調整係
（大学の世界展開力強化事業担当）

電話：03-5253-4111（内線3352）

FAX：03-6734-3385

ウェブサイト：

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/index.htm

【計画調書及び審査・評価に関する問合せ先】

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部大学連携課
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会事務局

電話：03-3263-1740

F A X : 0 3 - 3 2 3 7 - 8 0 1 5

ウェブサイト : <https://www.jsps.go.jp/j-tenkairyoku/index.html>

(上記サイトから、提出調書の様式のダウンロードが可能です。)

(2) スケジュール

公募説明会	令和4年3月25日
公募締切	令和4年5月19日(木)～5月20日(金)
面接審査	令和4年8月上旬
選定結果通知	令和4年8月末～9月上旬
交付内定(事業開始)	令和4年9月中

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和4年度予算額(案) 133億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	15億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	50億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	4億円
○ 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業	1億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	2億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30億円
○ 大学の世界展開力強化事業	11億円
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
－ アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
－ アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
－ 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(2億円)
－ COIL型教育を活用した米国等との大学間交流形成支援	(2億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	8億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	3億円
－ 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(2億円)
－ 医療データ人材育成拠点形成事業	(1億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1億円
－ 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(1億円)
－ 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.4億円)

※補助金事業のみ記載しており、また、億円単位未満は四捨五入しているため、合計額は一致しない。

(別添 2 : 申請制限対象プログラム)

- 令和 3 年度 (2021 年度) に実施した事後評価の結果により、令和 4 年度 (2022 年度) に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 28 年度	大学の世界展開力強化事業 (アジア諸国等との大学間交流の枠組み強化)
平成 28 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成 (enPiT))
平成 28 年度	課題解決型高度医療人材養成プログラム (テーマ①: 放射線災害を含む放射線健康リスクに関する 領域) (テーマ②: 慢性の痛みに関する領域)

- 令和 3 年度 (2021 年度) に実施した中間評価の結果により、令和 4 年度 (2022 年度) に公募するプログラムに申請できない条件の対象となるプログラム

選定年度	プログラム名称
平成 30 年度	卓越大学院プログラム
令和元年度	大学の世界展開力強化事業 (日-EU 戦略的高等教育連携支援)
令和元年度	医療データ人材育成拠点形成事業

(別添3：経費の使途可能範囲)

本プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。本プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意してください。また、申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的と照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費の取扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、又は据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。設備備品の購入等に際しては、本補助事業の遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。

また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

※設備備品費は、原則として補助対象経費の総額の70%を超えないでください。

②「消耗品費」

本補助事業を遂行するために直接必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象とはなりません。）、事務用品等が挙げられます。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、本補助事業において実施する英語による授業を担当するために採用した常勤教員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）、留学生又は外国人教員とのコミュニケーション支援や留学生への就職支援等に必要な専任の事務職員の基本給・通勤手当等の諸手当・法定福利費（事業主負担分）等が挙げられます。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

本補助事業を遂行するために直接必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、留学生や日本人学生のTAへの採用、留学生への学習支援のために配置する教育支援員、講演等のために招聘した学識者に対する謝金等が挙げられます。

なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本補助事業を遂行するために直接必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

① 「外注費」

本補助事業を遂行するために直接必要な外注※にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則として当該事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。

※外注費は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）の委託費として計上してください。

② 「印刷製本費」

本補助事業を遂行するために直接必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③ 「会議費」

本補助事業を遂行するために直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等を開催する際の飲食に要する経費のうち、社会通念に照らして適切と認められるものに使用できます。例えば、飲料水、お弁当、食事に要した経費（アルコール類は不可）が挙げられます。

④ 「通信運搬費」

本補助事業を遂行するために直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤ 「光熱水料」

本補助事業を遂行するために直接必要な電気、ガス及び水道等の経費に使用できます。なお、本補助事業に係る使用量が特定できる必要があります。

⑥ 「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、本補助事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料※₁、学生・教職員に係る安全管理・危機対応関係費、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、レンタカー代、交通費（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く。）※_{1、2}、委託費※₃などに使用できます。

また、他の大学機関等と協力する事業について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、本事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等経費、本事業の遂行中に発生した事故に要する経費（日本人学生の海外派遣、外国人留学生受入等に関する安全管理・危機対応上の経費は除く、災害の処理のための経費等。）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。

※1）学生支援のための経費として、交流プログラムの実施に伴う学生の受入・派遣に係る航空券等や電車代等の交通費、ホテルの宿泊費、宿舎借上のための施設・設備使用料に使用することができます。これらの使用に当たっては、大学が契約主体として航空券や宿泊施設等を手配し、これに係る経費を負担した場合に限ります。なお、学生に直接必要な金銭等を給付することはできませんのでご留意ください。なお、これらの学生支援のための経費については、原則として補助対象経費の総額の30%を超えないでください。

※2）交通費として、本補助事業を遂行する上で必要となる旅費に該当しない近距離の交通費や乗車回数券等に使用できます。

※3）本補助事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の50%を超えないでください。